

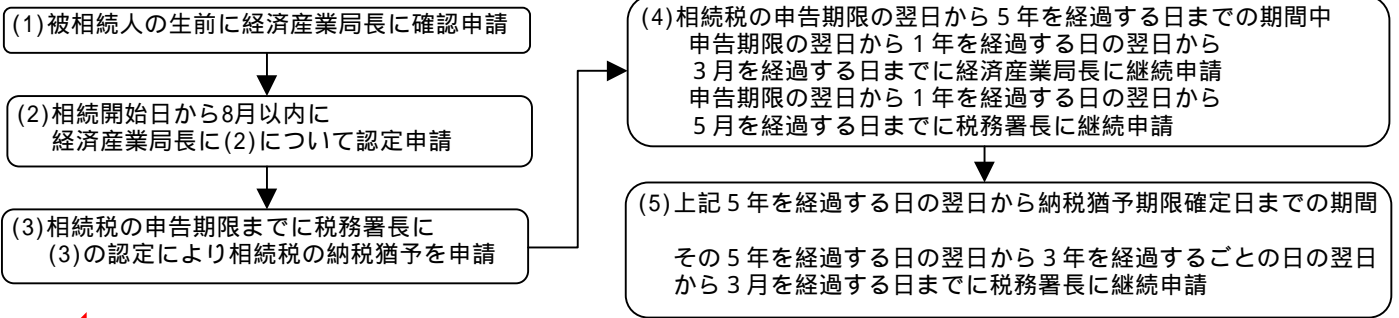
いつもお世話になっております。事務所だよりの今月号をお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

経営承継円滑化法の施行に伴い、事業承継について次のような支援措置が講じられました。

- (1) 民法の特例(裁判所の許可等をうけた生前贈与株式を遺留分から除外・贈与株式の評価額を贈与時に固定)
- (2) 金融支援
- (3) 相続税の課税措置(非上場株式等の贈与税の納税猶予 非上場株式等の相続税の納税猶予)

今回は非上場株式等の相続税の納税猶予の概要についてご報告します。

1. 手続の概要



注意点
問題点

非上場株式を持っている人が生前に申請しなければならない(遺産分割上の問題)
申告期限後に継続申請等を一定期間ごとに行わなければならない
その後の状況により納税猶予が取り消される場合がある(例...5年以内の雇用の80%維持など)
なお継続申請をしなかった場合や一定の状況により納税猶予が取り消された場合には
本来納めるべきであった相続税にプラスして利子税(金利相当)を納めなければならなくなります。

2. 納税猶予額の限度額のイメージ

会社の
発行済株式総数

1/3部分	20%相当部分	相続税の納税が必要 相続税の納税を猶予
2/3部分	80%相当部分	

納税猶予とは一定の事由が生じるまで、相続税の納税を待ってもらえることを意味します。
担保の提供が条件です。

納税猶予された相続税は
経営承継相続人等が死亡した場合
次の後継者にその株を贈与した場合 等には
その非上場株式等の相続税の納税が免除されます。

例) 父甲(代表者)が100%保有する非上場株式3千株(1株時価3万)を相続により子Aが全部相続し
その他財産9千万は子Bが取得した場合(相続人はA・Bのみである)

本来の相続税

子Aの財産	9000万
子Bの財産	9000万
課税価格計	18000万
基礎控除額	7000万
課税遺産額	11000万
相続税総額	1900万
子A相続税	950万
子B相続税	950万

子Aが
非上場株式の2/3のみ
を相続したものと計算

子Aの財産	6000万
子Bの財産	9000万
課税価格計	15000万
基礎控除額	7000万
課税遺産額	8000万
相続税総額	1200万
子A相続税	480万

子Aが
非上場株式の2/3の20%のみ
を相続したものと計算

子Aの財産	1200万
子Bの財産	9000万
課税価格計	10200万
基礎控除額	7000万
課税遺産額	3200万
相続税総額	380万
子A相続税	44万

この結果
相続税の納税額は
子A...514万
子B...950万

子Aの猶予税額...436万

3. 適用要件等の概要(平成21年10月1日以後に開始した相続から適用)

- (1) 被相続人 認定承継会社の代表権を有していた
同族関係者の議決権割合が50%超で、かつ、同族関係者のうち筆頭株主である
- (2) 認定承継会社 常時使用従業員数が1人以上である
資産運用型・資産保有型会社に該当しない
その会社等の株式等が非上場株式等に該当する
その会社等が風俗営業会社に該当しない 等
- (3) 経営承継相続人等 被相続人の親族である
申告期限から5月を経過する日において認定承継会社の代表権を有している
同族関係者の議決権割合が50%超で、かつ、同族関係者のうち筆頭株主である
相続開始時から申告期限までその非上場株式等を継続して所有している 等